

「お忘れなく 労働保険の年度更新手続は

6月1日（木）から7月10日（月）までに！」

労働保険（労災保険・雇用保険）の保険料は、事業主が年度当初に概算で申告・納付し、翌年度の当初に確定申告のうえ、精算することになっています。

令和5年度の申告・納付期間は、6月1日（木）から7月10日（月）までです。お早めに手続をお願いします。



《重要》 令和4年度確定保険料の算定方法は例年と異なります

令和4年度の雇用保険料率が年度途中で変更されていることに伴い、令和4年度確定保険料は、前期（令和4年4月1日～同年9月30日）と後期（令和4年10月1日～令和5年3月31日）に分けて算出します。

詳しくは、各事業場に送付される年度更新資料「申告書の書き方」及び厚生労働省ホームページの「労働保険年度更新に係るお知らせ」をご覧ください。

[👉 ここをクリック](#)

◆労災保険料率については令和3年度から変更ありませんが、雇用保険料率は令和5年度についても以下のとおり変更となりますので、ご注意ください。

（赤字は令和5年度の変更部分）

事業の種類	令和4年度 (確定保険料の計算に使用)						令和5年度 (概算保険料の計算に使用)		
	適用期間 (R4. 4. 1~R4. 9. 30)			適用期間 (R4. 10. 1~R5. 3. 31)			適用期間 (R5. 4. 1~R6. 3. 31)		
	① 被保険者 負担率	② 事業主 負担率	①+② 保険率	① 被保険者 負担率	② 事業主 負担率	①+② 保険率	① 被保険者 負担率	② 事業主 負担率	①+② 保険率
一般の事業	3/1,000	6.5/1,000	9.5/1,000	5/1,000	8.5/1,000	13.5/1,000	6/1,000	9.5/1,000	15.5/1,000
農林水産 ※ 清酒製造の事業	4/1,000	7.5/1,000	11.5/1,000	6/1,000	9.5/1,000	15.5/1,000	7/1,000	10.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業	4/1,000	8.5/1,000	12.5/1,000	6/1,000	10.5/1,000	16.5/1,000	7/1,000	11.5/1,000	18.5/1,000

※園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖の事業等は除かれ、一般の事業の率が適用されます。

◆労働保険料の納付は口座振替が便利です。口座振替を利用いただくと、納付期限にゆとりができます。口座振替の申込みは、所定の用紙を金融機関に届け出るだけです（申込み時期により口座振替納付開始時期が異なります。詳しくはお問い合わせください）。

◆電子申請により自宅や事務所からいつでも提出することができます。年度更新手続をはじめ、労働保険・社会保険関係手続について、電子申請をご利用ください。

◆お問い合わせ先

秋田労働局労働保険徴収室 TEL 018-883-4267

秋田労働基準監督署 TEL 018-801-0823

能代労働基準監督署 TEL 0185-52-6151

大館労働基準監督署 TEL 0186-42-4033

横手労働基準監督署 TEL 0182-32-3111

大曲労働基準監督署 TEL 0187-63-5151

本荘労働基準監督署 TEL 0184-22-4124